

三重県警察本部訓令第4号

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	B 0 0 0 0
保存期間	3 0 年
廃業年月日	平成53年3月11日
担当係	管 財 係

三重県警察本部競争入札審査会の設置に関する訓令を次のように定める。

平成23年3月11日

三重県警察本部長 河合 潔

三重県警察本部競争入札審査会の設置に関する訓令

三重県警察本部指名審査会の設置に関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第11号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）

第63条に規定する入札参加者の指名等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 三重県警察本部（以下「警察本部」という。）に三重県警察本部競争入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 審査会は、警察本部が発注する工事又は製造の請負、警察本部が行う財産の売買又は物件の賃借その他の契約（以下「審査対象契約」という。）について、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 規則第63条に規定する指名競争入札により契約を締結しようとする場合の入札参加者の選定に関する事。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に規定する随意契約によることができる場合において、規則第73条第1項に規定する額を超える額で契約を締結しようとするときの相手方の選定に関する事。
- (3) 建設業法（昭和23年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る一般競争入札に必要な事項の審査に関する事。
- (4) 三重県が定める要綱等の規定に基づき、審査会において審査すべき事項に関する事。

（構成等）

第4条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 審査会の会長、副会長及び委員は、次の者をもって充てる。
 - (1) 会長 警務部会計課長

(2) 副会長 警務部会計課（以下「会計課」という。）次長

(3) 委員 会計課の警視及び警部の階級にある警察官並びに同相当職の事務官及び技官の中から会長が指名する者

（会議）

第5条 審査会は、会長が招集し、会議を主宰する。

2 審査会は、会長又は副会長及び委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、副会長が出席した場合にあっては副会長及び出席した委員の過半数で、副会長が出席しなかった場合にあっては出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審査会への出席を求め、意見を述べさせることができる。

5 緊急を要するときその他会長が認めるときは、各委員の合議を得ることにより、審査会の議決があったものとするすることができる。

（審査）

第6条 審査会は、審査対象契約の適正な履行を図るため、別に定めるところにより、必要な事項を審査するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、会計課において処理する。

2 審査会に書記を置き、会計課管財係長の職にある者をもって充てる。

（運営等の細目）

第8条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。